

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部 道路河川課
委託業務番号	令和5年度 道河委 第11号
委託業務名称	地福寺神照線沿道整備街路事業公共施設管理者負担金協定書作成業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町地先
業 務 の 概 要	都市計画道路3・4・10号地福寺神照線沿道整備街路事業における公共施設管理者負担金の協定書及び調書を作成する。
履 行 期 間	令和5年6月17日 から 令和6年3月22日
契 約 年 月 日	令和5年6月16日
契 約 額 ( 税 込 )	1, 100, 000円
契 約 の 相 手 方	[ 所 在 地 又 は 住 所 ] 滋賀県長浜市大辰巳町43番地 [ 商 号 又 は 名 称 ] 株式会社サンワコン長浜出張所 所長 森田 洋
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公共施設管理者負担金は、土地区画整理事業により道路等の公共施設用地を取得する場合、街路事業者が区画整理事業の施工者に対して、その公共用地の取得費用の額の範囲内で負担するもので、地福寺神照線整備事業は、この公管金制度を活用し区画整理事業において公共施設用地を確保している。 当該委託業務は、地福寺神照線整備事業の道路等の公共施設用地の取得費用総額を把握、管理し、年次計画を作成する業務である。この年次計画の作成は、地福寺神照線整備事業と道路整備の整備手法として取り組んでいる区画整理事業の事業全体に精通し把握しなければ作成できない。このことから、事業当初から当該委託業務を請負い、地福寺神照線沿道整備街路事業における区画整理事業の事業計画及び換地計画を作成し、総合的に事業を把握している事業者が事業全体を一貫して取り組まなければ当該委託業務を実施することはできない。
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)  売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。  不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、(2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。  (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。  (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。  (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。  (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。  (9) 落札者が契約を締結しないとき。